

雇児福発0329第2号
平成24年3月29日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

「養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者から受け取る金品に係る指導等について」の一部改正について

標記については、平成18年8月28日付雇児福発第0828001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知「養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者から受け取る金品に係る指導等について」により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することとしたので通知する。

(別紙) 「養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者から受け取る金品に係る指導等について」の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">雇児福発第0828001号 平成18年8月28日</p> <p style="text-align: center;"><u>【一部改正】平成24年3月29日雇児福発0329第2号</u></p> <p>各 都道府県 民生主管部(局)長 殿 指定都市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p>養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者等から受け取る金品に係る指導等について</p> <p>養子縁組あっせん事業の指導については、従来より、昭和62年10月31日雇児福発第902号児童家庭局長通知「養子縁組あっせん事業の指導について」(以下「局長通知」という。)により実施しているところであるが、今般、養子縁組あっせん事業の届出についての留意事項及び養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者又はその親族(以下「養子希望者等」という。)から受け取る金品に関して、児童福祉法(昭和22年法律第164号)で禁止される営利を目的とした養子縁組あっせんに該当するか否かを判断する際の留意事項を下記のとおり示すこととした。同事業を行う者に対して指導を行う場合には、下記の事項に留意し、同事業の適性かつ円滑な運営が図られるよう特段の御配慮を願いたい。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 養子希望者等からの金品の授受について</p> <p>1 営利を目的とした養子縁組あっせん事業の禁止について 営利を目的として養子縁組のあっせんを行う行為は、児童福祉法第34条第1項第8号の規定により禁止されるものであること。 営利を目的としているかどうかについては、それぞれの事案ごとに養子縁組あっせん事業を行う者が養子希望者等から受け取った金品の額や支払われた状況、趣旨等を踏まえて個別的に判断する必要があるが、判断の際には以下の事</p>	<p style="text-align: right;">雇児福発第0828001号 平成18年8月28日</p> <p>各 都道府県 民生主管部(局)長 殿 指定都市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p>養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者から受け取る金品に係る指導等について</p> <p>養子縁組あっせん事業の指導については、従来より、昭和62年10月31日雇児福発第902号児童家庭局長通知「養子縁組あっせん事業の指導について」(以下「局長通知」という。)により実施しているところであるが、今般、養子縁組あっせん事業の届出についての留意事項及び養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者(以下「養子希望者」という。)から受け取る金品に関して、児童福祉法(昭和22年法律第164号)で禁止される営利を目的とした養子縁組あっせんに該当するか否かを判断する際の留意事項を下記のとおり示すこととした。同事業を行う者に対して指導を行う場合には、下記の事項に留意し、同事業の適性かつ円滑な運営が図られるよう特段の御配慮を願いたい。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 養子希望者からの金品の授受について</p> <p>1 営利を目的とした養子縁組あっせん事業の禁止について 営利を目的として養子縁組のあっせんを行う行為は、児童福祉法第34条第1項第8号の規定により禁止されるものであること。 営利を目的としているかどうかについては、それぞれの事案ごとに養子縁組あっせん事業を行う者が養子希望者から受け取った金品の額や支払われた状況、趣旨等を踏まえて個別的に判断する必要があるが、判断の際には以下の事</p>

項を勘案すること。

(1) 局長通知の第3(1)にあるように、養子縁組あっせんに際し、養子縁組あっせん事業を行う者が養子希望者等から受け取ることができるのは「交通、通信等に要する実費又はそれ以下の額」に限られ、それ以外の金品はいかなる名称であっても受け取ることができないものであること。

(2) (略)

2 養子希望者等に金品を請求する際の留意事項について

養子希望者等に金品を請求する場合には、かかった費用ごとにその明細を示すこと。なお交通、通信等に要する実費以下の額であれば、含まれる経費の内容を示した上で定額で請求を行うことも便宜上認められること。なお、経費について養子希望者等から説明を求められた場合には、真摯に説明を行うべきであること。

3 実費の範囲を超えた金品の請求を行った者に対する指導について

(1) (略)

(2) また、当該請求が「営利を目的として、児童の養育をあっせんする行為」にあたる場合は、その事業に関し不当に営利を図ったものとして、社会福祉法第69条第1項の届出をした者については同法第72条第1項により、届出をしていない者については同条第3項により、社会福祉事業を営営することを制限し、又はその停止を命ずることができること。

4 寄附金及び会費の取扱いについて

(1) 養子縁組あっせん事業を行う者が養子希望者等から寄附金(支援金、謝礼金等他の名目のものを含む。以下同じ。)を受け取る場合は、任意のものに限ることとし、寄附金の支払いや支払いの約束を養子縁組あっせんの条件とし、これによりその優先順位をつけたりすることのないよう指導すること。

また、養子縁組の手續に必要な書類の交付、子どもの引き渡しその他養子希望者等と養子縁組あっせん事業を行う者との間における養子縁組に必要なすべての手續を終える前に寄附金の授受や支払いの約束を行うことは、当該寄附金の支払いや支払いの約束の任意性が確保されない恐れがあるため、行わないよう指導すること。

(2) (略)

(3) 養子希望者等が養子縁組あっせん事業を行う者に会費(入会金等他の名目のものを含む。以下同じ。)を支払っている場合には、養子縁組あっせんが営利を目的としているかどうかの判断は、当該会費の額も勘案して行うこと。

(4) 養子希望者等から寄附金又は会費を受け取る場合においても、その額が養子縁組あっせん事業に要する実費に相当する額を上回らないよう、指導すること。

第3 実親からの金品の授受について

養子縁組あっせん事業を行う者が子どもの実親に対し、実費、寄附金、会費等の名目により、金品を請求する場合には、養子希望者等から受け取る金品の範囲や留意事項等と同様の取扱いであるので留意すること。

項を勘案すること。

(1) 局長通知の第3(1)にあるように、養子縁組あっせんに際し、養子縁組あっせん事業を行う者が養子希望者から受け取ることができるのは「交通、通信等に要する実費又はそれ以下の額」に限られ、それ以外の金品はいかなる名称であっても受け取ることができないものであること。

(2) (略)

2 養子希望者に金品を請求する際の留意事項について

養子希望者に金品を請求する場合には、かかった費用ごとにその明細を示すこと。なお交通、通信等に要する実費以下の額であれば、含まれる経費の内容を示した上で定額で請求を行うことも便宜上認められること。なお、経費について養子希望者から説明を求められた場合には、真摯に説明を行うべきであること。

3 実費の範囲を超えた金品の請求を行った者に対する指導について

(1) (略)

(2) また、当該請求が「営利を目的として、児童の養育をあっせんする行為」にあたる場合は、その事業に関し不当に営利を図ったものとして、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第69条第1項の届出をした者については同法第72条第1項により、届出をしていない者については同条第3項により、社会福祉事業を営営することを制限し、又はその停止を命ずることができること。

4 寄附金及び会費の取扱いについて

(1) 養子希望者から寄附金(支援金、謝礼金等他の名目のものを含む。)を受け取る場合は、任意のものに限ることとし、寄附金の支払いや支払いの約束を養子縁組あっせんの条件にすることのないよう指導すること。

また、養子縁組の手續に必要な書類の交付、子どもの引き渡しその他養子希望者と養子縁組あっせん事業者間における養子縁組に必要なすべての手續を終える前に寄附金の授受や支払いの約束を行うことは、当該寄附金の支払いや支払いの約束の任意性が確保されない恐れがあるため、行わないよう指導すること。

(2) (略)

(3) 養子希望者が養子縁組あっせん事業者に会費(入会金等他の名目のものを含む。)を支払っている場合には、養子縁組あっせんが営利を目的としているかどうかの判断は、当該会費の額も勘案して行うこと。

第3 実親からの金品の授受について

実親に対し、実費、寄附金、会費等の名目により、金品を請求する場合には、養子希望者から受け取る金品の範囲や留意事項等と同様の取扱いであるので留意すること。